

令和2年3月23日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第12号 臨時代理の承認を求ることについて
- 議第13号 草津市立図書館管理規則の一部を改正する規則案
- 議第14号 草津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則案
- 議第15号 草津市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案
- 議第16号 草津市立学校事務の共同実施に関する規程案
- 議第17号 草津市スポーツ推進委員の委嘱につき議決を求ることについて

議第12号

臨時代理の承認を求めるについて

上記の議案を提出する。

令和2年3月23日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

臨時代理の承認を求めるについて

本教育委員会は、所属職員の休職処分を行うに当たり、委員会を招集する時間的余裕がなかったので、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定により教育長が臨時に代理したため、委員会に報告し、その承認を求める。

議第13号

草津市立図書館管理規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和2年3月23日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市立図書館管理規則の一部を改正する規則

草津市立図書館管理規則（昭和58年草津市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「個人貸出券」の右に「（別記様式第1号）」を加え、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 個人貸出券の有効期限は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 市内に居住する者に交付するもの 交付した日から起算して5年後の誕生日まで（外国籍で在留カードを所持する者は、交付した日から起算して5年後の誕生日までと在留カードの有効期限日のいずれか早い方の日まで）
- (2) 守山市、栗東市または野洲市に居住する者に交付するもの 交付した日から起算して3年後の誕生日まで（外国籍で在留カードを所持する者は、交付した日から起算して3年後の誕生日までと在留カードの有効期限日のいずれか早い方の日まで）
- (3) 本市に在勤する者に交付するもの 交付した日から起算して3年後の誕生日まで（雇用期限日が定まっている者については、交付した日から起算して3年後の誕生日までと雇用期限日のいずれか早い方の日まで）
- (4) 本市に在学する者に交付するもの 交付した日から在学する学校の卒業予定日の属する年度の3月31日まで

5 前項各号に該当する者でなくなったものの個人貸出券の有効期限は、同項各号に該当しなくなった日までとする。

第14条第2項中「よつて」を「よって」に改める。

第17条第1項中「団体貸出券」の右に「（別記様式第2号）」を加え、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 団体貸出券の有効期限は、交付した日の属する年度の3月31日までとする。

第20条第1項中「別記様式第1号」を「別記様式第3号」に改め、同条第2項中「別記様式第2号」を「別記様式第4号」に改める。

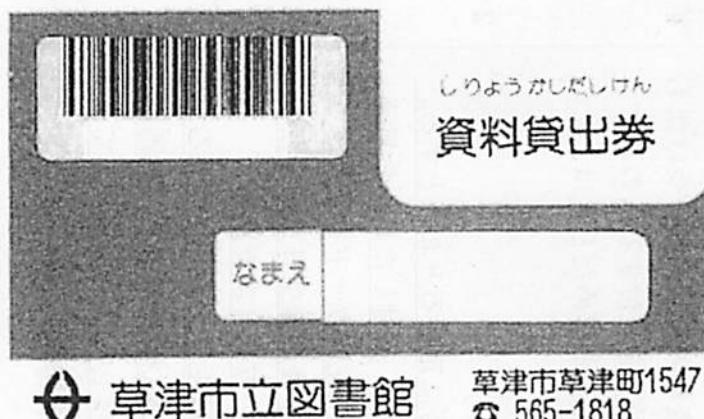
別記様式第2号を別記様式第4号とし、別記様式第1号を別記様式第3号とし付則の次に次の2様式を加える。

別記

様式第1号（第13条第1項関係）



様式第2号（第17条第1項関係）



付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

草津市立図書館管理規則（昭和58年教育委員会規則第10号）新旧対照表

改正後（案）	現行
第1条～第12条（略） (個人貸出の手続き)	第1条～第12条（略） (個人貸出の手続)
第13条 館長は、居住者等で図書館資料の貸出登録を受けたものに対し個人貸出券（別記様式第1号）を交付するものとする。ただし、館長が、特別の理由があると認めたときは、この限りでない。	第13条 館長は、居住者等で図書館資料の貸出登録を受けたものに対し個人貸出券を交付するものとする。ただし、館長が、特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
2～3（略）	2～3（略）
<u>4 個人貸出券の有効期限は、次の各号に定めるとおりとする。</u> (1) <u>市内に居住する者に交付するもの 交付した日から起算して5年後の誕生日まで（外国籍で在留カードを所持する者は、交付した日から起算して5年後の誕生日までと在留カードの有効期限日のいずれか早い方の日まで）</u> (2) <u>守山市、栗東市または野洲市に居住する者に交付するもの 交付した日から起算して3年後の誕生日まで（外国籍で在留カードを所持する者は、交付した日から起算して3年後の誕生日までと在留カードの有効期限日のいずれか早い方の日まで）</u> (3) <u>本市に在勤する者に交付するもの 交付した日から起算して3年後の誕生日まで（雇用期限日が定まっている者については、交付した日から起算して3年後の誕生日までと雇用期限日のいずれか早い方の日まで）</u>	

草津市立図書館管理規則（昭和58年教育委員会規則第10号）新旧対照表

改正後（案）	現行
(4) <u>本市に在学する者に交付するもの 交付した日から在学する学校を卒業する予定の年の3月31日まで</u>	
5 前項各号に該当する者でなくなったものの個人貸出券の有効期限は、同項各号に該当しなくなった日までとする。 (貸出券の紛失)	(貸出券の紛失)
第14条 (略) 2 個人貸出券が登録者本人以外によって使用され損害が生じた場合は、その責めは、貸出登録者本人に帰するものとする。	第14条 (略) 2 個人貸出券が登録者本人以外によって使用され損害が生じた場合は、その責めは、貸出登録者本人に帰するものとする。
第15条～第16条 (略) (団体貸出の手続き)	第15条～第16条 (略) (団体貸出の手続き)
第17条 館長は、次の各号のいずれかに該当する団体（以下「団体等」という。）で図書館資料の貸出登録を受けたものに對し、団体貸出券（別記様式第2号）を交付するものとする。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (1)～(8) (略)	第17条 館長は、次の各号のいずれかに該当する団体（以下「団体等」という。）で図書館資料の貸出登録を受けたものに對し、団体貸出券を交付するものとする。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (1)～(8) (略)
2～3 (略)	2～3 (略)
4 団体貸出券の有効期限は、交付した日の属する年度3月31日までとする。	
第18条～第19条 (略) (会議室等の使用手続き)	第18条～第19条 (略) (会議室等の使用手続き)

草津市立図書館管理規則（昭和58年教育委員会規則第10号）新旧対照表

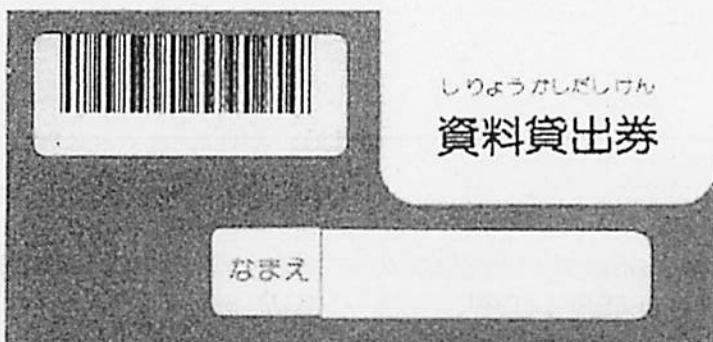
改正後（案）	現行
第20条 会議室等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、草津市立図書館会議室等使用許可申請書（別記様式第3号）を当該使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。）の3月前の日の属する月の初日から使用日の前日までの間に教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。	第20条 会議室等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、草津市立図書館会議室等使用許可申請書（別記様式第1号）を当該使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。）の3月前の日の属する月の初日から使用日の前日までの間に教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。
2 前項の申請書の提出があつたときは、教育委員会は、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、草津市立図書館会議室等使用許可書（別記様式第4号）を交付するものとする。この場合において、教育委員会が施設等の管理上必要があると認めるときは、許可に条件を付することができる。	2 前項の申請書の提出があつたときは、教育委員会は、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、草津市立図書館会議室等使用許可書（別記様式第2号）を交付するものとする。この場合において、教育委員会が施設等の管理上必要があると認めるときは、許可に条件を付することができる。
3 (略)	3 (略)
第21条～第24条 (略)	第21条～第24条 (略)

草津市立図書館管理規則（昭和58年教育委員会規則第10号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>別記</p> <p><u>様式第1号（第13条第1項関係）</u></p> 	

草津市立図書館管理規則（昭和58年教育委員会規則第10号）新旧対照表

様式第2号（第17条第1項関係）



草津市立図書館

草津市草津町1547
565-1818

様式第3号（第20条第1項関係） (略)
様式第4号（第20条第2項関係） (略)

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第20条第1項関係） (略)
様式第2号（第20条第2項関係） (略)

議第14号

草津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和2年3月23日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

草津市学校運営協議会規則（平成30年草津市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の6」を「第47条の5」に改める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

草津市学校運営協議会規則（平成30年草津市教育委員会規則第3号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織および運営に関する法律(昭和31年法律第162号)<u>第47条の5</u>の規定に基づき、草津市教育委員会(以下「教育委員会」という。)および校長の権限と責任の下、学校の運営および当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会(以下「協議会」という。)を設置することにより、学校、保護者および地域の住民の組織的かつ継続的な連携と協働体制を確立し、学校運営の充実を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織および運営に関する法律(昭和31年法律第162号)<u>第47条の6</u>の規定に基づき、草津市教育委員会(以下「教育委員会」という。)および校長の権限と責任の下、学校の運営および当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会(以下「協議会」という。)を設置することにより、学校、保護者および地域の住民の組織的かつ継続的な連携と協働体制を確立し、学校運営の充実を図ることを目的とする。</p>
<p>第2条～第16条 (略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第2条～第16条 (略)</p>

議第15号

草津市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和2年3月23日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

草津市立学校の管理運営に関する規則（昭和32年草津市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

「第4章 職員」を「第4章 職員組織等」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

(学校事務の共同実施)

第16条の2 教育委員会は、学校事務の適正化および効率化ならびに学校運営への支援を行うため、複数の学校の当該学校事務の一部を共同で処理させること（以下「共同実施」という。）ができる。

- 2 共同実施を行うため、実施組織（以下「共同実施グループ」という。）を置く。
- 3 共同実施グループは、共同実施グループに属する学校の事務職員をもって構成する。
- 4 教育委員会は、前項の規定により共同実施グループを置いたときは、共同実施の中心となる学校として、拠点校を指定する。この場合において、拠点校の校長は、共同実施グループを監督するものとする。
- 5 学校事務の共同実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

草津市立学校の管理運営に関する規則

新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第1条～第15条 (略)</p> <p>第4章 職員組織等 (事務主任)</p>	<p>第1条～第15条 (略)</p> <p>第4章 職員 (事務主任)</p>
<p>第16条 小学校および中学校に事務主任を置くことができる。</p> <p>2 事務主任は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。</p> <p>3 事務主任は、当該学校の事務職員の中から、教育委員会が命ずる。</p>	<p>第16条 小学校および中学校に事務主任を置くことができる。</p> <p>2 事務主任は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。</p> <p>3 事務主任は、当該学校の事務職員の中から、教育委員会が命ずる。</p>
<p><u>(学校事務の共同実施)</u></p> <p>第16条の2 教育委員会は、学校事務の適正化および効率化ならびに学校運営への支援を行うため、複数の学校の当該学校事務の一部を共同で処理させること（以下「共同実施」という。）ができる。</p> <p>2 共同実施を行うため、実施組織（以下「共同実施グループ」という。）を置く。</p> <p>3 共同実施グループは、共同実施グループに属する学校の事務職員をもって構成する。</p> <p>4 教育委員会は、前項の規定により共同実施グループを置いたときは、共同実施の中心となる学校として、拠点校を指定する。この場合において、拠点校の校長は、共同実施グループを監督するものとする。</p> <p>5 学校事務の共同実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	
<p>第17条～第29条 (略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>第17条～第29条 (略)</p>

議第16号

草津市立学校事務の共同実施に関する規程案

上記の議案を提出する。

令和2年3月23日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市立学校事務の共同実施に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、草津市立学校の管理運営に関する規則（昭和32年教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）第16条の2第5項の規定に基づき、学校事務の共同実施（以下「共同実施」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 草津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、規則第16条の2第2項に規定する共同実施グループおよび同条第4項により指定する拠点校となる学校は、別表第1のとおりとする。

- 2 共同実施グループに、運営責任者として共同実施主任を置く。
- 3 共同実施主任および共同実施総括主任は、共同実施グループの事務職員のうちから互選により選出された者を教育委員会が指名する。
- 4 共同実施主任は、拠点校の校長の監督のもと次条各号に規定する共同実施グループの所掌事務をつかさどる。
- 5 共同実施総括主任は、共同実施グループ全般の事務をつかさどるものとし、共同実施グループを統括する。

(共同実施グループの所掌事務)

第3条 共同実施グループは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 別表第2に掲げる職務内容のうち、共同実施により適正化、効率化等を図ることができると認められる事務
- (2) その他学校運営に関する支援を行うため、共同実施グループで処理することが適當と認められる事務

(共同実施主任の職務)

第4条 共同実施主任の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 共同実施グループの総括および共同で処理する事務の審査
- (2) 共同実施グループに属する事務職員の役割分担の決定ならびに必要な指導および助言

(共同実施総括主任の職務)

第5条 共同実施総括主任の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 各地区の共同実施グループの運営ならびに関係機関との連絡および調整
- (2) 事務職員の研修の企画、立案等
- (3) 次条に規定する学校事務共同実施推進協議会の運営事務および委員長の補佐

(共同実施推進協議会)

第6条 教育委員会は、共同実施の推進を図るため、学校事務共同実施推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

- 2 推進協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 第3条に規定する共同実施グループの所掌事務の内容に関すること。
- (2) 第8条に規定する学校事務共同実施計画および学校事務共同実施報告の審議に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、共同実施の運営に関し必要と認められること。

3 推進協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 小学校および中学校の校長代表
- (2) 小学校および中学校の教頭代表
- (3) 教育委員会事務局の代表
- (4) 小学校および中学校の事務職員代表
- (5) その他教育長が必要と認める者

4 推進協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を徴取し、または必要な資料等を提出させることができる。

5 委員長は、第3項第1号に規定する校長代表とする。

6 推進協議会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

7 委員長は、共同実施の推進を図るため、必要に応じて推進協議会に第2条に規定する共同実施グループとは別に部会を置くことができる。

(共同実施主任の専決事項)

第7条 第2条に規定する共同実施グループに属する各校の校長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務について共同実施主任に専決させることができる。

- (1) 県費負担教職員の扶養親族の認定および確認に関すること。
- (2) 県費負担教職員の住居手当の認定および確認に関すること。
- (3) 県費負担教職員の通勤手当の認定および確認に関すること。

(実施計画の作成および報告)

第8条 共同実施総括主任は、年度初めに共同実施主任と連携して各地区の学校事務共同実施計画を作成し、拠点校の校長を経て教育委員会に報告するものとする。

(事務職員の本務および兼務)

第9条 共同実施グループの事務職員は、当該事務職員の所属する学校を本務校とする。

2 教育委員会は、第2条の規定する共同実施グループを構成する学校の事務職員に対し、滋賀県教育委員会の定めるところにより兼務に係る必要な手続きを行うものとする。

(服務)

第10条 共同実施グループに属する各校の校長は、第3条に規定する事務のため、本務校の事務職員に兼務校等への出張を命ずるものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条第1項関係）

地区	拠点校	グループ校
1	草津市立草津小学校	草津市立草津第二小学校 草津市立渋川小学校 草津市立山田小学校 草津市立笠縫小学校 草津市立笠縫東小学校 草津市立常盤小学校 草津市立草津中学校 草津市立新堂中学校 草津市立松原中学校
2	草津市立老上中学校	草津市立志津小学校 草津市立志津南小学校 草津市立矢倉小学校 草津市立老上小学校 草津市立老上西小学校 草津市立玉川小学校 草津市立南笠東小学校 草津市立高穂中学校 草津市立玉川中学校

別表第2（第3条第1項関係）

標準職務	職務内容
企画調整に関すること	学校経営計画に関する事務
	校内諸規定の整備、監査・検査対応に関する事務
危機管理に関すること	学校安全計画、学校防災計画、危機管理マニュアル等の管理に関する事務
	校内、学区等危険個所等の情報の管理に関する事務
地域連携に関すること	地域との連携事業に関する事務
	学校ボランティア・地域人材情報の管理に関する事務
学校情報に関すること	情報公開、学校広報（学校だより、ホームページ）に関する事務
	情報セキュリティの整備、個人情報保護に関する事務
	教育情報（図書、教材、各種名簿類等）管理の推進に関する事務
教育課程に関すること	教科書給与に関する事務
	教材教具整備計画の策定に関する事務
子ども・保護者に関すること	就学援助、特別支援就学奨励に関する事務
	児童生徒に関する証明書の発行
	学校給食費等に関する事務
教育環境整備に関すること	教育環境整備、營繕計画等の策定
	教材、物品、施設設備等維持管理、活用促進に関する事務

	学校施設開放に関する事務
学校財務に関すること	財務委員会の運営に関する事務
	学校予算編成・執行に関する事務
	学校徴収金計画の策定・執行管理等に関する事務
	教育関係団体経費に関する事務
	助成金、補助金に関する事務
教職員に関すること	服務の整備に関する事務
	給与旅費諸手当、福利厚生に関する事務
	教職員各種情報管理の推進に関する事務
その他	学校事務共同実施に関する事務
	事務職員研修の企画・運営に関する事務

備考

- 1 この表は、事務職員が行う事務の範囲を例示したものであり、事務職員以外の職員が担当する職務内容も含むものとする。
- 2 学校においては、学校規模、職員体制、事務職員の配置数、経験年数、地域の実情等を考慮した上で、具体的に校内の事務分掌を定めるものとする。

議第17号

草津市スポーツ推進委員の委嘱につき議決を求めるについて

上記の議案を提出する。

令和2年3月23日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市スポーツ推進委員の委嘱につき議決を求ることについて

次のとおり、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第1項の規定により、
草津市スポーツ推進委員を委嘱することにつき、本委員会の議決を求める。

記

氏名	備考
青木 天	志津学区
糸瀬 勇	志津学区
小野澤 勝見	志津学区
奥野 紀子	志津学区
辻本 太一	志津南学区
橘 優子	志津南学区
山本 輝子	志津南学区
川田 良寛	志津南学区
池田 昌隆	草津学区
稻田 優	草津学区
尾松 敦	草津学区
谷川 孝浩	草津学区
湯浅 健弘	大路区
吉川 伸司	大路区
岡田 広美	大路区
野田 徳雄	大路区
北川 真造	渋川学区
北川 稔	渋川学区
曾和 照子	渋川学区
小山 博	渋川学区
永井 章彦	矢倉学区
北 泰治	矢倉学区
豊田 賢児	矢倉学区
尾迫 麻奈	矢倉学区
遠藤 英孝	老上学区
中井 伸治	老上学区
角野 幸子	老上学区

加藤 俊雄	老上学区
服部 勝義	老上西学区
山崎 弘美	老上西学区
八戸 智紀	老上西学区
向井 誠	老上西学区
岡山 茂子	玉川学区
井藤 孝	玉川学区
真野 正宣	玉川学区
小嶋 卓也	玉川学区
和田 明夫	南笠東学区
大塚 潔	南笠東学区
太田 薫	南笠東学区
齊藤 祐子	南笠東学区
横江 良之	山田学区
岡上 和雄	山田学区
岡 雅則	山田学区
木村 辰弘	山田学区
嘉悦 和子	笠縫学区
藤原 信一	笠縫学区
中瀬 仁子	笠縫学区
木戸 康浩	笠縫学区
篠内 伸一	笠縫東学区
徳田 光秀	笠縫東学区
橋 茂道	笠縫東学区
西田 繁	笠縫東学区
福西 和夫	常盤学区
的場 浩	常盤学区
松山 和彦	常盤学区
米田 慎	常盤学区

任期 令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

スポーツ基本法（抄）

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあっては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るために、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

草津市スポーツ推進委員に関する規則（抄）

（職務）

第2条 スポーツ推進委員は、住民のスポーツ推進に関し、その分担する地域または事項について、次の職務を行う。

- (1) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (4) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事または事業に関し、協力すること。
- (5) スポーツ団体その他の団体が行うスポーツに関する行事または事業に関し、求めに応じ協力すること。
- (6) 住民一般に対し、スポーツについて理解を深めること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導助言を行うこと。

2 前項の規定によりスポーツ推進委員が分担する地域または事項は、教育長が定める。

（定数）

第3条 スポーツ推進委員の定数は、56人とする。

（任期）

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず特別の事由があるときは、前項の期間中においてもスポーツ推進委員を免職することができる。

3 スポーツ推進委員は、再任されることができる。